

# 改正ストーカー規制法



## 改正の概要

### 1 規制対象行為の拡大等

- (1) 規制対象行為「つきまとい等」の拡大
  - ① 住居等の付近をみだりにうろつくこと。
  - ② 拒まれたにもかかわらず、連続して  
イ SNSを用いたメッセージ送信等を行うこと。  
ロ ブログ、SNS等の個人のページにコメント等を送ること。
- (2) 性的羞恥心を害する電磁的記録等の明記  
電磁的記録やその記録媒体を送りつける行為等を確認的に明記。

### 2 禁止命令等の制度の見直し

- (1) 禁止命令等における警告前置の廃止・緊急時の禁止命令等
- (2) 禁止命令等の更新制の導入  
禁止命令等の有効期間は1年間。1年ごとに、聴聞を経て更新可。

### 3 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対してその行為の相手方の氏名、住所等の情報を提供することを禁止。

### 4 ストーカー行為等の相手方に対する措置等

- (1) 職場関係者による配慮等
- (2) 民間施設における滞在支援等

### 5 ストーカー行為等の防止等に資するための措置

- (1) 調査研究の推進
- (2) その他の措置

### 6 罰則の見直し

- (1) ストーカー行為罪の非親告罪化  
ストーカー行為罪について、告訴がなくても公訴を提起することができる。
- (2) 罰則の引上げ  
改正後
  - ① ストーカー行為罪 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
  - ② 禁止命令等違反罪 → 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
  - ③ ②以外の禁止命令等違反罪 → 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

施行期日 1・3・4・5・6 = 公布の日  
2 = 公布日から起算して6月を経過した日

**施行期日** 1・3・4・5・6 = 平成29年1月3日施行  
2 = 平成29年6月14日施行